

2020年4月13日

東京都福祉保健局長殿

障害児放課後グループ連絡会・東京（放課後連・東京）

会長 村岡真治

事務局・かるがも花々会 事務局長・加辺紘樹

〒203-0042 東久留米市八幡町 2-13-29

TEL 042-477-6492 FAX 042-477-6493

新型コロナウイルス問題にともなう 放課後等デイサービスについての緊急要望

日ごろから、障害のある子どもの放課後活動（放課後等デイサービスによる事業）にご理解をいただき、感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの問題が深刻化しています。こうした中、「障害児放課後グループ連絡会・東京（放課後連・東京）」（1991年結成。71事業所加盟）に結集する事業所は、3月の臨時休校から、春休み、そして、4月の臨時休校へと、長期にわたる長時間活動を、疲労と苦勞を重ねながら、子どもと家族のために続けてきました。

4月7日には、緊急事態宣言が発令されたところです。私たちは今、いっそう大きな不安に駆られて、対応に苦慮しています。活動を縮小したり、事業所を休所したりした場合、その補償がなければ、運営費が大幅に減収となる危機に直面しています。

これまで都は、状況に応じた柔軟な方針を出されてきました。この重大な局面においても、私たちのような、子どもと家族のために奮闘している事業所が運営を維持できるよう、さらに支援をしていただきたく、お願いいたします。

なお、非常事態になりましたので、「悪質な業者を利する」という理由で、私たちへの支援をためらうことが、いささかもあってはならないと考えます。悪質な事業者が入り込んだのは、国も「利潤を追求し、支援の質の低い事業所が増えている」（2017年、財政制度審議会）と指摘しているように、利潤追求を一番に考える営利企業までも、この事業に入ってこれるようになったことが、原因の1つになっています。

付け加えますと、2018年度の報酬改定で導入された、子どもの指標判定と、それにもとづく事業所の報酬区分は、「利潤を追求し、支援の質の低い事業所」を取り除くことに役立っていません。それどころか、利潤追求とは無縁の事業所まで、運営の困難をもたらしています。

今回のような感染問題のほか、地震や台風などの災害が起こったとき痛感されるのは、出来高払いで報酬費が事業所に支払われたり、事業所が報酬を請求すれば保護者

は負担金を支払わなければならなかったりする、制度の仕組みの問題です。

こうしたことから、2021年度の次期報酬改定において、放課後等デイサービスの制度を改善することも、待ったなしの課題だと言えます。

つきましては、これまで都が出された通知や、加盟事業所の「困り事」(別紙を参照)を踏まえて、以下のように緊急に要望いたします。

(1) 当面の緊急要望

1. 「縮小実施」の具体的通知を。「臨時休業」への全額補助を

4月10日に出された、障害児通所事業所などへの文書は、対象者を「縮小して実施する」ことや、罹患者が出た場合などの「臨時休業等の検討」を「お願い」するものとなっています。ただし、「縮小して実施」または「臨時休業」した場合の減収にどう対応するのか、また、「縮小して実施」した場合、子どもが1人でも利用すれば職員配置基準(加配も含めて)を満たさなければならないのかなど、具体的なことは示されていません。

「縮小して実施」する場合は、都として補助をするのか、または、子どもの欠席時の報酬請求(「2」も参照)で対応するのかなど、その方法を具体的に通知してください。また、「縮小して実施」する場合の条件を具体的に通知してください。

「臨時休業」する場合は、事業所の運営費を全額補助してください。

2. 子どもの欠席時の報酬請求は、加算も含めたものに。報酬請求の簡素化を。利用料への補助を

感染を心配して子どもが欠席した場合、報酬請求をしていい、とされています。しかし、基本報酬についてだけではなくて、加算も含めて全額を請求できるようにしてください。

算定の書式では、家庭での課題や教材を提示したり、その評価をしたりすることまで求めています。これは、営利企業が行なっている塾などには適していても、遊び・生活をつうじて、子どもの人格を育てる、放課後活動本来の活動を行なっている事業所には、きわめて書きにくいものです。こうしたやり方はやめて、簡素化してください。

また、子どもが欠席したにもかかわらず、事業所が報酬請求すると、保護者が負担金を支払わなければならないのは、まったく道理に合いません。こうした利用料は、3月の臨時休業中の活動も含めて、全額補助してください。

3. 「児童指導員等加配加算」の代替職員は、日常勤務の職員に

感染を心配して職員が休んだ場合の、「児童指導員等加配加算」の取り扱いでは、代替職員は、ワンランク下げた資格の職員でもいい、とされました(福祉専門職の職員の代替職員は児童指導員でいい、など)。ただし、今のような緊急時に、資格のある代替職員を探すゆとりはありません。代替職員は、日常的に勤務している職員であればいい、としてください。

4. 罹患職員の休職中の補償を

職員が罹患した場合、休職中の給与や治療費が十分に補償されるよう、労働基準監督署などを含めた関係部署と連携を図り、対策を講じてください。

5. 不織布マスク・消毒用アルコールの支給を

不織布のマスクと、消毒用のアルコールを支給してください。

(2) 今後への要望

国に、制度の抜本改善の要望を。都として独自の施策化を

今回の感染問題でも、放課後等デイサービスの制度の仕組みが、緊急時にきわめて弱いことが明らかになっています。日常から緊急時に備えておくことこそ、制度本来のあり方だと考えます。

2021年度の報酬改定に向けて国に対し、○子どもの指標判定と、それにもとづく事業所の報酬区分のやり方は廃止する、○営利企業の事業参入は取りやめる、○出来高払いの報酬制度は廃止または縮小し、事業所の運営を支える固定費を補助する、○報酬請求にともなう保護者の負担金は廃止するなど、制度を抜本的に改善する要望をしてください。

また、都として、○営利企業の事業者指定は取りやめる、○事業所の運営を支える固定費を補助する、○報酬請求にともなう保護者の負担金は補助するなどを、首都・東京としての役割にふさわしく、全国に先駆けて施策化してください。